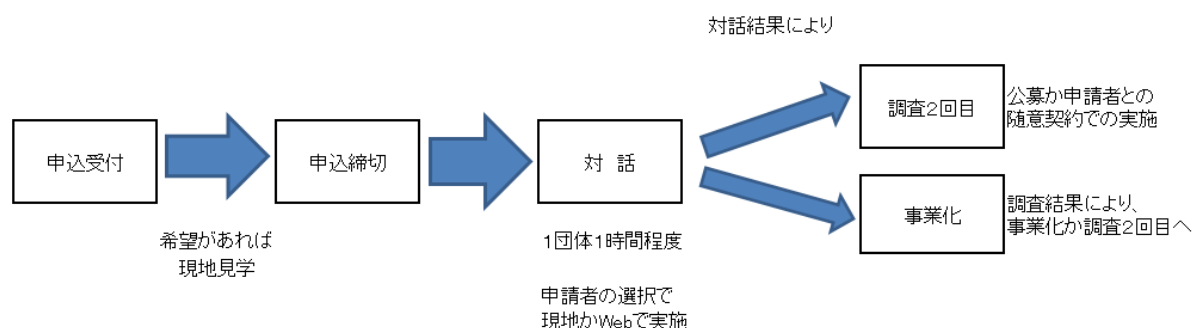


新見市大佐「大日高原・風の聖域」に関するサウンディング型市場調査 実施要領

1 サウンディング型市場調査とは

公共サービスや公共施設の活用について、サービスの向上や地域経済の活性化、本市の財政負担の軽減を目的に、民間事業者のアイデアやノウハウを活かした効果的な提案を求め、提案者との協議を重ねながら事業化を図る制度です。

その際、提案内容は知的財産として取り扱い、その情報及び内容を活用して事業化を図る場合は提案者の承諾を得ながら進めていきます。提案内容の事業への活用の度合いにより、公募時の加点や非公募で随意契約を締結するなど、提案者が有利となる取り扱いをすることがあります。



2 調査の背景・目的

本市では、自然資源や産業資源を活用した観光施策を推進しており、観光地の連携や「食」「体験」の提供体制を強化しています。

本市北東部の大佐地域にある旧和牛試験場草地は、これまで「大日高原・風の聖域（サンクチュアリ）」と位置づけ、シンボルの大佐山の自然環境を生かしたスカイスportsやアウトドアを楽しむことのできる、観光施設をメインに地域振興を推進してきました。

しかしながら、経年とともに状況が変わり、利用者数の減少が続き、また、老朽化による施設の更新・修繕を必要とする時期を迎えております。

このことから、今後、既存施設を対象に用途等、要否も含め見直しを行い、新たな施設を整備することも含め、観光客数の増加に向けて大日高原全体の魅力をさらに膨らませる必要があると考えております。

本調査は、大日高原の魅力をアップさせることについて、民間事業者から意見や提案を求め、さらに民間活力を導入した事業展開を検討することを目的として実施するものです。

3 調査の対象

(1) 概要

所在地 岡山県新見市大佐小阪部2240番地1 ほか 約22ha

(2) 位置図



(3) 既存施設

別紙のとおり

4 調査内容

本市では現在、森林環境を利用した市民の森（※仮称。5 サウンディング項目参照）と宿泊所・休憩所の整備を検討しています。

これらの施設について、市場性の有無や、既存施設と絡めた活用のアイデア等について、民間事業者の皆様と対話を行うことで、実際に事業化が可能かどうか調査したいと考えています。

また、今後これらの施設を整備する場合、民間で施設整備も行うことができるかどうか、市が整備や一部補助を行うことで民間に運営を依頼できるかどうか調査の対象となります。

加えて、別紙にある既存施設の転用や廃止を含め、有効な施設全体の整理についても提案をいただきたいと思います。

5 サウンディング項目

本調査でお尋ねしたい内容を以下に挙げます。いただいたご意見やご提案については、今後の事業展開の可能性を評価するために役立てます。

(1) 宿泊所・休憩所（新規）についてのご意見、ご提案

- (ア) 市場性について（収益モデルと収益性の見込み）
- (イ) 必要な整備、持続可能な運営方法
- (ウ) 民間事業者が建設、運営する際の条件や要件
- (エ) その他自由意見

(2) 市民の森（新規）についてのご意見、ご提案

※市民の森：豊かな森林環境の保全・育成を目的とした植樹活動の実施、
森林環境を利用したアクティビティー施設の整備などを想定

- (ア) 必要な整備、持続可能な運営方法
- (イ) 有効なアクティビティー（MTB・トレイルランコース等）
- (ウ) 民間事業者が整備、運営する際の条件や要件
- (エ) その他自由意見

(3) その他、区域全体（既存施設含む）についてのご意見、ご提案

- (例) ・観光客の誘致方法とマーケティング戦略 ・施設整備における技術的な課題
- ・老朽施設等の廃止・転用に関する意見 ・運営におけるリスクとその管理方法
- ・転用可能な施設の具体的な利用方法 ・市が提供する補助金や支援策
- ・市と民間事業者の連携方法と役割分担

6 参加対象者・提案内容と市の対応者

サウンディング型市場調査に参加することができる者は、(1) 参加要件を満たす者で、
(2) 提案要件を満たす内容が実施できる能力（資格）を有する民間企業、NPO法人等の法人、個人事業主、各種団体等とします。

また、市は業務所管課の管理職員、業務担当職員が対応し、より有意義な調査となるよう努めます。

(1) 参加要件

- (ア) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項及び第 2 項の規定に該当しない者であること。
- (イ) エントリーシートの提出日時点において、会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 475 条若しくは第 644 条の規定に基づく清算の開始、破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条第 1 項若しくは第 19 条第 1 項若しくは第 2 項の規定に基づく破産手続きの申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続きの申立てがなさ

れた者でないこと。

(ウ) エントリーシートの提出の日から調査実施期間までの間において、指名停止の措置を市から受けていない者又は受けることが明らかでない者。

(エ) 法人等の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役その他これらに準ずる者を含む。）が、新見市暴力団排除条例（平成 23 年新見市条例第 32 号）第 2 条第 3 号に該当する者でないこと、または同条第 1 号に規定する暴力団又は暴力団員等の統制下にある者及び社会的に非難されるべき関係を有している者でないこと。

(2) 提案要件

(ア) 騒音や異臭など、著しく周辺環境を損なうことが予想される内容でないこと。

(イ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 5 号に規定する指定暴力団等の活動ではないこと。

(ウ) 公序良俗に反し、または反社会的な破壊の恐れがある活動ではないこと。

(エ) その他、市が本事業との関連性が低いと判断する行為ではないこと。

7 サウンディング型市場調査の実施について

(1) サウンディング型市場調査の実施について

本実施要領により、新見市大佐「大日高原・風の聖域」に関するサウンディング型市場調査への参加事業者を募集します。

(2) サウンディング型市場調査の申込受付（事業者によるエントリーシートの提出）

参加を希望する方は、エントリーシート（様式 1）およびヒアリングシート（様式 2）に必要事項を記入し、令和 6 年 10 月 24 日（木）までに連絡先 E メールアドレス宛てに参加申込を行ってください。件名は【**新見市大佐「大日高原・風の聖域」に関するサウンディング型市場調査参加申込**】としてください。

サウンディングの実施期間は、令和 6 年 9 月 2 日（月）から 10 月 31 日（木）までの平日で、各日とも午前 9 時～午後 5 時の間とします。エントリーシートに参加希望日を実施期間内で第 3 希望まで記入してください。これにより難しい場合については市に連絡し、調整が整えば対応します。なお、調査に出席する人数は、1 グループ 5 名以内としてください。

(3) サウンディング型市場調査実施日の決定

エントリーシート（様式 1）およびヒアリングシート（様式 2）受領後、希望日を調整の上、実施日時及び場所を決定後、E メールにてご連絡をいたします。（調整上、ご希望に添えない場合もありますので、予めご了承ください。）

(4) 対話の実施及び現地見学

1 グループ 1 時間を目安に、ヒアリングシートに沿って対話を実施します。対話では特に資料を求めませんが、説明の補足に必要な場合は、事前にメールにてご提出ください。また、必要に応じて関連施設の見学希望も受け付けますが、施設の利用状況によっては見学できない可

能性もありますのでご了承ください。

なお、対面・Webいずれの方法も可能としますが、状況によってはWebのみでの開催に変更する場合があります。

(Webの場合は、市がホスト開催の設定を行い、Zoomを基本とします。)

(5) サウンディング型市場調査の実施結果の概要公表

調査の実施結果については、参加者数と提案内容の概要等について、公表する予定です。参加者名、事業者のノウハウに係る部分等の非公開とすべき内容は、公表しません。公表する内容については参加者へ事前に確認します。

8 今後のスケジュールについて

日 程	内 容
令和 6 年 10 月 24 日 (木) まで	サウンディングの参加受付
令和 6 年 10 月 31 日 (木) まで	サウンディング実施 (現地見学も希望に応じて対応)

9 留意事項

(1) 参加者の扱い

- (ア) 調査は、参加事業者のアイデア及びノウハウを保護するため個別に行います。
- (イ) 参加者の名称は公表しません。また、そこで得たアイデアやデータについては今後検討する公募条件の整理等のために活用しますが、参加者の承諾なしに公表は行いません。
- (ウ) 当該施設に関する公募事業等が実施される場合、調査への参加実績や社会実験の実績が優位性を持つものではありません。ただし、公募条件等に反映されるような有用な提案等については、本募集時に加点の対象となる可能性はあります。

(2) 調査に関する費用

調査への参加に伴う移動や書類作成及び提出等にかかる全ての費用は、参加者の負担とします。

(3) 追加調査への協力依頼

必要に応じて、追加調査（文書照会を含む）を実施させていただくことがあります。

(4) その他

- (ア) 調査で提出された書類については、著作権は作成事業者に帰属しますが、返却はいたしません。
- (イ) 調査にあたって知り得た情報を、許可なく第三者に伝えることを禁止します。
- (ウ) 調査に不参加でも、将来実施可能性のある事業公募に参加することは可能です。

10 連絡先および提出先

【サウンディング調査の参加申込に関すること】

〒718-8501 岡山県新見市新見310番地3

新見市総務部行政改革推進課 担当：弓場

TEL：0867-72-7760 FAX：0867-72-3602

Eメール：gyoukaku@city.niimi.lg.jp

【事業内容に関すること】

〒719-3503 岡山県新見市大佐小阪部1469番地1

新見市大佐支局地域振興課 担当：安田

TEL：0867-98-2111 FAX：0867-98-2000